

東かがわ市結婚新生活支援事業



新婚夫婦の皆さん！東かがわ市で新婚生活をスタートしませんか！



1. 補助対象者

次の全ての要件を満たす夫婦が対象です。

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理されたこと
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③世帯所得が500万円未満
- ④住居が市内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が市内に住民登録を有し、現に居住している
- ⑤他の公的制度によりこの補助金の対象経費について重複して補助を受けていない
- ⑥夫婦いずれもが、過去にこの補助金の交付を受けたことがない
- ⑦世帯全員が市税等を滞納していない
- ⑧次のいずれかを受講などした世帯
 - ア ライフデザイン支援講座
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座

2. 補助対象経費

結婚を機に要した住居費用、引越費用及びリフォーム費用で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った経費が対象です。

住居費用＝住居の購入費、賃借時の初期費用（敷金、礼金及び仲介手数料のみ）

引越費用＝引越業者や運送業者に支払った実費（家財等の処分費用等は除く）

リフォーム費用＝事業者が実施する住居のリフォームに要した費用（下記の工事費を除く）

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (2) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
- (3) 美装、庭木の剪定及び除草等

3. 補助金額

- ・夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
- ・夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円

4. 申請書類

申請書の添付資料として次の書類の提出が必要です。

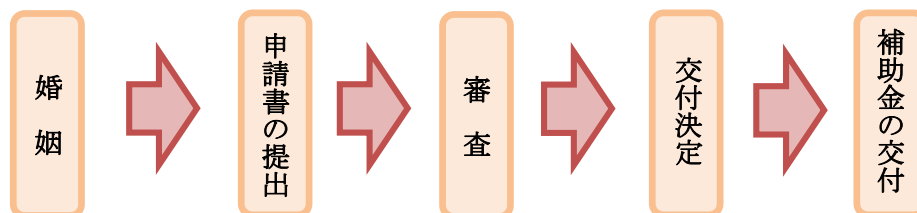
【共通】

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 世帯全員の住民票（続柄を表示し、発行日から1カ月以内に限る）の写し
- 夫婦それぞれの所得証明書（申請時において）
- アンケート
- 住居費用及び引越費用にかかる領収書の写し
- 夫婦それぞれの受講講座等とその内容が分かる書類

【該当者のみ】

- 住居の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し（住居費用を請求する場合）
- 勤務先からの手当等がわかる書類（勤務先からの対象経費にかかる手当等の支給があった場合）
- 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（奨学金の借入れがある場合）

5. 申請手続き



6. 問い合わせ先

東かがわ市 事業部 都市整備課

TEL : 0879-26-1304 FAX : 0879-26-1344